

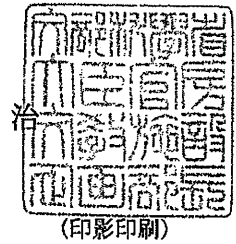


28文科施第36号  
平成28年4月12日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
各国公立大学長  
各国公立高等専門学校長  
各大学共同利用機関法人機構長  
各文部科学省施設等機関の長  
各文部科学省特別の機関の長  
各文部科学省独立行政法人の長  
各文部科学省国立研究開発法人の長  
日本私立学校振興・共済事業団理事長  
公立学校共済組合理事長

殿

文部科学省大臣官房文教施設企画部長  
山下



「木の学校づくりー木造3階建て校舎の手引ー」を活用した  
木材利用の促進について（通知）

文教施設における木材利用の促進については、従来より「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の施行及び公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針の策定について」（平成22年10月13日付け22施企第24号）等により、配慮いただいているところです。

また、平成27年6月の改正建築基準法の施行に伴い、木造3階建て校舎が建てやすくなったことから、「建築基準法の一部を改正する法律等の施行及び学校施設等における木材利用の促進について」（平成27年6月1日付け27施企第10号）により、木材利用の促進をお願いしたところです。

しかしながら、1時間準耐火構造による木造3階建て校舎については、現時点では実例がないため、このたび特に防火・耐火に関する規定のポイントや建築計画の留意事項等を分かりやすく整理した手引を新たに作成しました。（別紙参照）

については、この手引も活用していただきながら、これまで以上に学校施設における木材利用の促進に努めてくださるようお願いいたします。

このことについて、都道府県教育委員会におかれては域内の市区町村教育委員会に対し、また、都道府県知事部局におかれては所轄の私立学校（専修学校、各種学校を含む）に対して、それぞれ情報提供くださるようお願いいたします。



（本件連絡先）  
大臣官房文教施設企画部施設企画課  
指導第二係 岩井、福島  
電話：03-5253-4111（内線2292）  
E-mail：yiwai@mext.go.jp, haruka-fu@mext.go.jp

# 「木の学校づくりー木造3階建て校舎の手引ー」の作成について

平成28年3月

文部科学省では木材利用が一層促進されるよう、「木造3階建て学校施設の手引作成検討会」(主査:安井昇 桜設計集団一級建築士事務所代表)の協力を得て、平成27年6月施行の「建築基準法の一部を改正する法律」(平成26年法律第54号)により耐火建築物から1時間準耐火構造に規制緩和され、木造での整備も容易になった3階建て校舎の防火・耐火に関する規定のポイントやそれを踏まえた建築計画の留意事項等を分かり易く整理した手引を作成しました。

## 手引の構成

建築関係の技術者や専門家のみならず学校施設の整備に携わる事務職員の方々にも理解できるよう、イラストや写真等を用いて以下の4つの項目について、分かり易く整理しました。

### ・木の学校をつくる

#### ▲森が健康になります

木材利用促進法に基づき木材の利用が促進されることで「植える」、「収穫する」といった森林サイクルが構築され、地球温暖化の防止や土砂災害の防止等に繋がります。

#### ▲しっかりメンテナンスで木造校舎も長寿命になります

適切にメンテナンスを行った木造校舎は築80年を超えても現役です。

#### ▲様々な効果があります

地球環境保全や地域経済の活性化、体験学習の教材となるほか、子供たちにあたたかで優しく健康的な学習環境を提供できます。

### ・実大火災実験による安全性の検証

国土交通省において計3棟の木造3階建て校舎を実際に燃やし、火災の燃え広がりの様子や上階へ延焼していく様子を観察・検証した結果をもとに子供たちが安全に避難できるよう建築物各部の構造・仕様等が決められました。

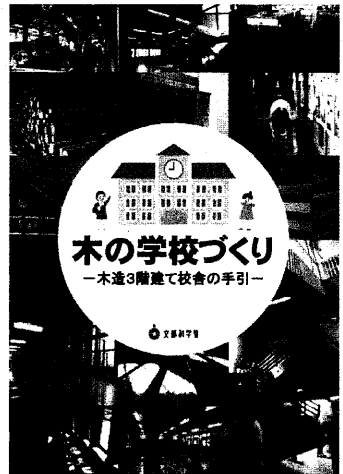
### ・建築基準法改正の主なポイント

実大実験の結果等を踏まえた具体的なポイントは以下の3つになります。

ポイント1	児童生徒等の避難や消火・救護活動等のため、建築物周囲に道路まで通じる幅3m以上の通路を設けること
ポイント2	児童生徒等が安全に避難できるよう、火災発生後1時間は倒壊しない構造(1時間準耐火構造)とすること
ポイント3	早期のフラッシュオーバー及び上階への延焼を抑制するため①天井の不燃化、②バルコニーの設置、③窓の防火措置のいずれか)を実施すること

### ・木造3階建て校舎の試設計を通じた計画上の留意事項

木造3階建て校舎を計画する際の留意事項として特に防火・耐火の規定等を中心に、地域、敷地、屋根・外壁、構造部材・内装仕上げ等及び3,000㎡区画、木材の調達と工期設定という項目に分けてポイントなどをまとめています。



写真は手引表紙

### 建築基準法改正の主なポイントをイラストで紹介

**ポイント1** 避難や消火活動等の通路  
建築物の周囲に幅3m以上の通路を設けます。

**ポイント2** 1時間準耐火構造  
柱やはりなどが木のまま使えて、木肌を見せ木に触れることができます。

**ポイント3** ①天井の不燃化  
天井を準不燃材料とすれば、バルコニーの設置や窓の防火措置は不要となります。

**ポイント3** ②バルコニーの設置  
バルコニーやひさしを設ければ、天井に木を張ることもできます。

**ポイント3** ③窓の防火措置  
窓等の開口部を防火設備とすることで、天井に木を張ることもできます。

**ポイント3** ④～⑥の役割

- ④ 天井の不燃化: 天井が燃えないためフラッシュオーバーは小さく火災が小さいままなので上階への延焼も抑制しやすい。
- ⑤ バルコニーの設置: 天井が燃えフラッシュオーバーしてもバルコニーやひさしが出ているので上階への延焼抑制にも効果的。
- ⑥ 窓の防火措置: 天井が燃えフラッシュオーバーしても窓が火災の燃焼を封じるので上階への延焼抑制に効果的。

※④～⑥いずれかの上記延焼抑制措置を実施する必要があります。その選択によっては、学校の使い方の制限、コスト等を考慮して検討することがあります。また、A～Cは一種の建物に組み合わせて設置することも可能です。

手引及び試設計については、以下のホームページよりダウンロードできます。  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shisetu/mokuzou/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/mokuzou/index.htm)